平成２５年（フ）第１１５号
広島県福山市駅家町大字万能倉151番地１　クリスタルコート204
債務者　岩田　梨紗
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１１６号
広島県福山市幕山台８丁目14番18号　コーポパンプ104
債務者　居酒屋堀芳こと　堀部　嘉彦
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１１９号
広島県福山市多治米町５丁目１番17号
債務者　ＭＴＬこと　柳田　太一
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１２５号
広島県福山市多治米町４丁目14番10―301号　多治米ハイツ
債務者　美濃岡利康
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１２７号
広島県福山市神辺町字道上3020番地　セジュール岩崎202
債務者　吉田　　望
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１３０号
広島県福山市東川口町４丁目６番23号　左側２
債務者　福田美恵子（旧姓中野）
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１０８号
神奈川県横須賀市浦上台２丁目27番６―645号
債務者　玉利　智祐
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１１１号
神奈川県横須賀市佐野町３丁目54番地
債務者　佐藤奈津美（旧姓宮本）
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１２０７号
愛知県小牧市大字二重堀1581番地５
債務者　岩﨑　奈央
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２８５号
名古屋市南区赤坪町20番地　赤坪寮410号、住民票上の住所名古屋市南区弥次ヱ町４丁目74番地の２　弥次ヱ荘８棟904号
債務者　坂本　竜太
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５７号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字関根川原９番地６
債務者　橋本　勝利
１　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
青森県八戸市根城１丁目18番８号コーポ赤坂３号、前住所青森県三戸郡階上町蒼前西１丁目９番地1954カナリア105号
債務者　満永　恵美
１　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
青森県八戸市大字新井田字松山下野場７番地９、前住所青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平７番地６
債務者　佐藤　一彦
１　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１７４５号
大阪府箕面市下止々呂美561　照葉の里箕面病院、住民票上の住所大阪府箕面市萱野２丁目６番10号　101号
債務者　松尾　好明
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５８８号
大阪府守口市東光町３丁目８番９号
債務者　西本　　学
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６０６号
大阪市西成区千本中２丁目12番17号メゾンＤ’ｓ306号
債務者　下村　寿紀
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６１５号
大阪市中央区高津３丁目８番20号　606
債務者　中川　幸博
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部